

令和3年1月14日

保 護 者 様

小 野 市 教 育 委 員 会

緊急事態宣言を踏まえた学校における対応等について

令和3年1月13日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、兵庫県に対し、国から法に基づく緊急事態宣言が行われました。

学校においては、国の方針に基づき、地域一斉の臨時休業は行わず、感染症対策を講じた上で、児童生徒の教育活動は進めてまいります。しかしながら、個々の学校行事等のあり方については、法に基づく緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、実施の可否、方法や内容等を見直して進めてまいりますので、急な変更等も想定されますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

ご家庭におかれましても、「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3密」の回避、手洗いや咳エチケット、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用など、新しい生活様式に留意し、感染症リスクの一層の軽減に努めていただきますようお願いいたします。

そして、毎日の登校前の健康観察、感染の疑いがある場合の連絡を改めて徹底していただくとともに、学校外の行動につきましても、特に20時以降の不要不急の外出を控えるなど、感染防止のために留意いただきますようお願いいたします。

なお、県の方針に基づき、緊急事態宣言が発出されている期間は、本人はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校を控えるようご協力をお願いいたします。

再び、感染の拡大傾向が続く中、児童生徒のストレス等が増大していることも懸念されます。学校においても、児童生徒の心のケアに留意して取り組んでまいります。ご家庭においても、児童生徒の心のサインの把握に一層努めていただきますよう、お願いいたします。

また、各学校においても新型コロナウイルス感染症にかかる偏見やいじめ等がないように指導を行っております。ご家庭や地域と一体となって取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。